

商業統計調査及び経済センサス - 活動調査(商業)
利用上の注意

1 注意事項

- (1) これは、平成 16 年、19 年、26 年、に実施された商業統計調査及び平成 28 年実施された経済センサス－活動調査における商業を営む事業所について、本市が独自に集計した結果である。したがって、今回公表の数値は、広島県及び経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 調査期日

年次	基準日		備考
	事業所数・従業者数 ・売場面積	年間商品販売額	
平成 16 年	平成 16 年 6 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日 ～平成 16 年 3 月 31 日	簡易調査
平成 19 年	平成 19 年 6 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日	
平成 26 年	平成 26 年 7 月 1 日	平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日	
平成 28 年	平成 28 年 6 月 1 日	平成 27 年 1 月 1 日 ～平成 27 年 12 月 31 日	経済センサス-活動調査

2 数値及び記号

- (1) 各項目の数値は四捨五入（金額は単位未満、比率は小数点以下第 2 位）しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中の記号は次のとおり。
「－」……………該当数値なし
「0」、「0.0」……四捨五入のため単位に満たないもの
「△」……………マイナス数値
「X」……………集計対象となる事業所が 1 又は 2 のとき、これに該当する集計結果をそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるため、秘匿した箇所。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

3 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費又は家庭消費の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 R－サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類 E）に分類される。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場

合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(2) 事業所（商業事業所（卸売））

一定の場所で、主として小売業業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

ア 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

イ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院、レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所

ウ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

エ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入のほうが多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

オ 主として、手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 従業者

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、「臨時雇用者」、「他からの出向・派遣従業者」を含まない。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

（ア） 期間を決めずに雇用されている者

（イ） 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

（ウ） 調査基準日の前月、前々月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

カ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

(4) 年間商品販売額

1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(5) 売場面積

事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

※詳しくは、経済産業省一統計一商業統計調査のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

問い合わせ先
尾道市政策企画課協働統計係
電話 0848-38-9314